

これまで、広報のぼりべつ2月1日号と3月1日号の2回にわたって掲載した『シリーズ 市町村合併』で、市町村合併の歴史をはじめ、最近の国・市町村の動き、法・制度の内容、そして市としての考え方などをお知らせしてきました。今号では、これまでのシリーズの要点を取りまとめてお知らせするとともに、市民のみなさんに、私たちのまちの現状を理解し、市町村合併について論議を深めていただくため、登別市とともにとなりまちの財政状況や行政サービスなどの情報をお知らせします。

特集

シリーズ
市町村合併

なぜ、いま、市町村合併の論議が必要なのか

日本では、これまで明治21年から22年に行われた『明治の大合併』や昭和28年から36年にかけて行われた『昭和の大合併』がありました。

これらの合併は、明治維新・戦後改革という大変革の総仕上げとして、国や都道府県が主導し、全国一律に進められたものです。

いま、話題になっている市町村合併は、国が地方分権を具体化していく方策の一つとして位置付けたもので、市町村合併を進める具体的な方策として、『市町村の合併の特例に関する法律』（合併特例法）の改正などを行ってきました。

この合併特例法は、初め昭和40年に10年間の期限付きで制定されて以降、順次延長され、平成7年には合併特例法の期限が平成17年3月までとされました。

平成11年の改正では、「自主的な市町村合併の推進」という趣旨が明記されるとともに、住民の自主的取り組みを一層促すため、『住民発議制度』（1）の拡充が盛り込まれたほか、平成17年3月までに合併する市町村に対して、『合併特例債』の創設など、さまざまな特例制度や財政支援措置（3ページの表参照）などの優遇措置が講じられました。さらに、国は市町村合併を促進す

るため、都道府県に、それぞれ域内における市町村の合併パターンの作成を求めました。

北海道でも合併パターンが作成され、登別市については、2つの合併パターンが示されています（3ページの図参照）。

最近、合併を巡る論議が高まっている背景には、これら国・道の動向が大きな要因となっています。

また、合併特例法による優遇措置の期限が迫ってきていることも、その一つと考えられます。

1 住民発議制度：合併協議会の設置に関する住民の直接請求制度として平成7年の改正時に設けられたもの。

このときの直接請求制度は、『一般制度』と呼ばれ、有権者の50分の1の署名で、自らのまちの首長に対して、合併対象市町村を明記して合併協議会（合併に関する話し合いの場）の設置を求めることができる制度であったが、合併協議会の設置に関して議会に付議するかどうかは、首長の判断に委ねられていた。

平成11年の改正では、新たに関係市町村の住民が連携して合併協議会の設置を求めることができる制度として拡充され、関係市町村長は、合併協議会の設置協議について議会に付議することが義務付けられた。